

## 岡山県条例による独自基準の例

項 目	国の基準	岡山県の基準
特別養護老人ホームの居室定員	一の居室定員は1名、必要と認められる場合は2人	一の居室定員は1名、必要と認められる場合は、当分の間4人以下
県営住宅の入居収入基準	特段の定めなし	中学生を含む世帯に緩和措置適用（従前は未就学児を含む世帯） <div style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="margin: 0 10px;">緩和措置あり 21.4万円/月</span>  <span style="margin: 0 10px;">なし 15.8万円/月</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </div>
県道の構造の技術的基準		
車道	県道は2車線以上が基本	計画交通量500台/日未満の山地部の県道には車線を設けない
路肩の幅員	歩道の有無に関わらず、県道は0.75m以上が原則	歩道を設けない県道は1m以上が原則

※第1次及び第2次一括法により県条例に委任された施設等の設置管理の基準（21法律・63基準）について、平成24年度までに35条例を制定又は改正

※第3次一括法による12法律・15基準については、平成25年度までに13条例を制定又は改正予定